

# 愛ロードサポーター事業の手引き (モデルサポーター用)

令和5年10月

愛媛県土木部道路都市局道路維持課

## 目 次

第1段階 愛ロードサポーター事業参加申込みについて	1
第2段階 愛ロードサポーター事業参加決定について	3
第3段階 愛ロードサポーター事業実施について	5
第4段階 愛ロードサポーター事業更新等について	7
愛ロードサポーター事業システムフロー	8
愛ロードサポーター事業実施要領	9
・愛ロードサポーター事業参加申込書	12
・愛ロードサポーター認定書	14
・愛ロードサポーター事業に関する確認書	15
・愛ロードサポーター活動計画書	17
・愛ロードサポーター活動実施連絡票	18
・愛ロードサポーター活動報告書	19
・愛ロードサポーター活動事故発生報告書	20
・愛ロードサポーター構成員名簿	21
・愛ロードサポーター事業確認書変更・解除届	22

## 第1段階 愛ロードサポーター事業参加申込みについて

### ○参加申し込みについて

愛ロードサポーター事業に参加してみようとする団体は、参加申込書（別紙様式1）をお近くの市町を経由して、県地方局建設部管理課又は土木事務所（以下この手引きの中では単に「県」といいます。）まで提出してください。

県では、申込書に基づき、団体に対して活動内容を確認するとともに、市町に対しては、活動に対する協力内容やごみ処理方法等を確認しますので、決定までにはしばらくの期間を必要とします。

### ○参加できる団体

道路の清掃美化活動を通じて、人々に潤いや豊かさ、快適さを与える美しい景観づくりを創出し、または、維持するために、地域にふさわしい道路環境づくりを進めようとする愛ロードサポーター事業の趣旨に賛同していただける団体でしたら参加できますので、自治会、町内会、小中学校、老人会、婦人会、地元企業等、幅広い県民各層からの参加を期待しております。

参加できる団体の条件は次のとおりです。

- (1) 概ね10人以上の団体であること。
- (2) 県管理道路の概ね300m以上の一定区間を活動すること。
- (3) 原則年間1回以上の清掃美化活動を実施すること。

### ○活動の内容

歩道、路肩、側溝及び植樹帯等において、ごみや空き缶の収集や除草等の清掃作業を行っていただきます。

決して車道部での作業は行わないでください。

また、花壇の植栽など緑化活動を行う場合は、事前に県と相談してください。

### ○活動に対する県や市町の協力

愛ロードサポーター活動に対して、県や市町では、団体名を記した表示板の設置、ボランティア保険への加入、軍手やごみ袋、草花の種子の提供などを行います。

○参加申込書提出に当たっての注意事項

1. 愛ロードサポーター事業に参加していただくかどうか、また、どこの区間を作業していただくかは、市町の意見や他の団体の申込状況等を考慮して決定しますので、お申し込みをいただいた場合でも、第1希望以外の区間の活動をお願いする場合などもありますので、あらかじめご了承下さい。
2. 作業内容は、ごみや空き缶の収集や除草等の清掃活動の他に、花壇等への植栽などの緑化活動を希望することが出来ますが、緑化活動の実施に当たっては、道路管理上の理由により、内容の変更をお願いする場合がありますので、事前に県と相談して下さい。
3. 愛ロードサポーター事業の活動の対象となる県管理道路とは、次の国道13路線と県道245路線です。  
国道194号、197号、317号、319号、320号、378号、  
379号、380号、381号、437号、440号、441号、  
494号
4. 詳しいことやご不明な点は次の機関までお問い合わせください。

県庁土木部道路維持課	089(912)2720
四国中央土木事務所 用地管理課	0896(24)4455(代表)
東予地方局建設部 管理課	0897(56)1300(代表)
今治土木事務所 管理課	0898(23)2500(代表)
中予地方局建設部 管理課	089(941)1111(代表)
久万高原土木事務所 用地管理課	0892(21)1210(代表)
大洲土木事務所 事業管理課	0893(24)5121(代表)
八幡浜土木事務所 管理課	0894(22)4111(代表)
西予土木事務所 事業管理課	0894(62)1331(代表)
南予地方局建設部 管理課	0895(22)5211(代表)
愛南土木事務所 用地管理課	0895(72)1145(代表)

## 第2段階 愛ロードサポーター事業参加決定について

### ○認定書の交付

愛ロードサポーター事業への参加が適当と認められた団体に対して、県は認定書（別紙様式2）を交付します。

### ○確認書の締結

認定書の交付と併せて、団体の代表者と地元市町と県との3者で、愛ロードサポーター事業に関する確認書（別紙様式3）を締結します。この確認書は、清掃美化活動の区間をはじめ、市町や県の協力内容など、愛ロードサポーター事業の実施に必要な事項を明らかにしたものです。

### ○活動計画書の提出

確認書の締結が終わりましたら、団体の代表者の方は、活動計画書（別紙様式4）、構成員名簿（別紙様式8）を市町を経由して県まで提出してください。これは、みなさんの活動の状況を事前に把握しておく必要があるからです。

活動計画書の提出に当たっては、参加者の年齢構成や活動内容を十分検討の上、空き缶やごみ拾いなどの手軽にできる安全で無理のない計画を立ててください。

また、毎年8月は「道路ふれあい月間（※）」ですので、できるだけ8月に活動計画をいれていただくようお願いします。

※「道路ふれあい月間」とは、国民の皆様が道路と親しみ、ふれあい、常に、広く、美しく、安全に道路を利用していただく気持ちを高めていただこうと、国土交通省が提唱し、8月10日の「道の日」を中心に様々な活動を展開しています。

### ○ボランティア保険への加入

県では、活動中の万一の事故に備えて、ボランティア保険に加入いたします。参加者の保険料の負担はありません。

### ○表示板の設置

県では、清掃美化活動を行う区間内の道路交通上支障がない場所に、団体名を記した表示板を設置します。

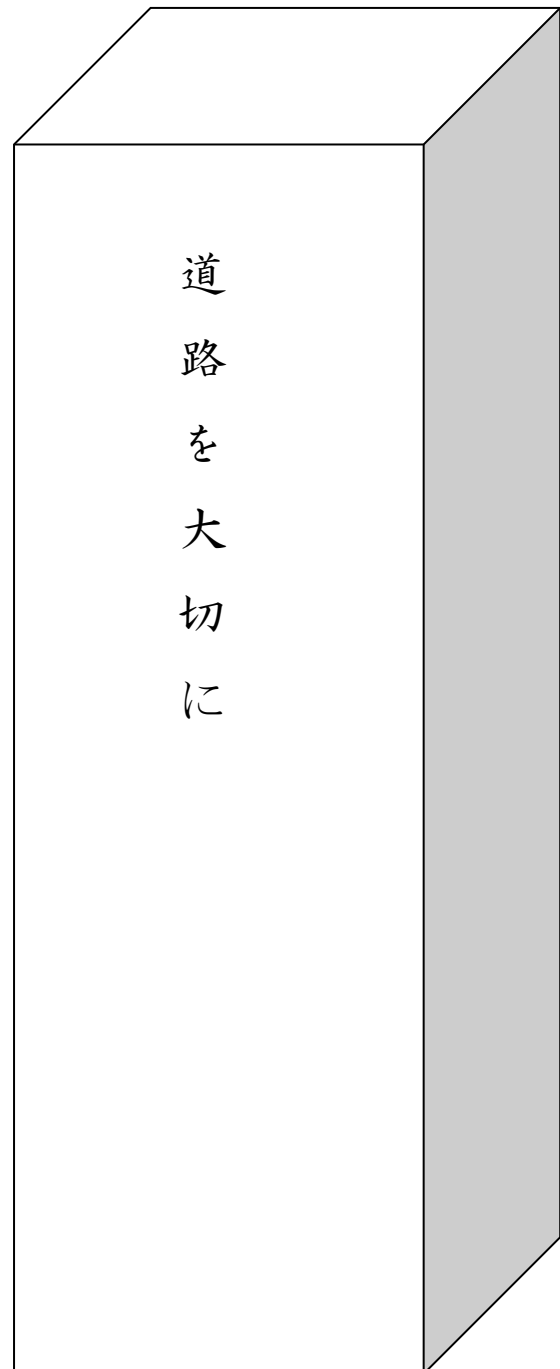
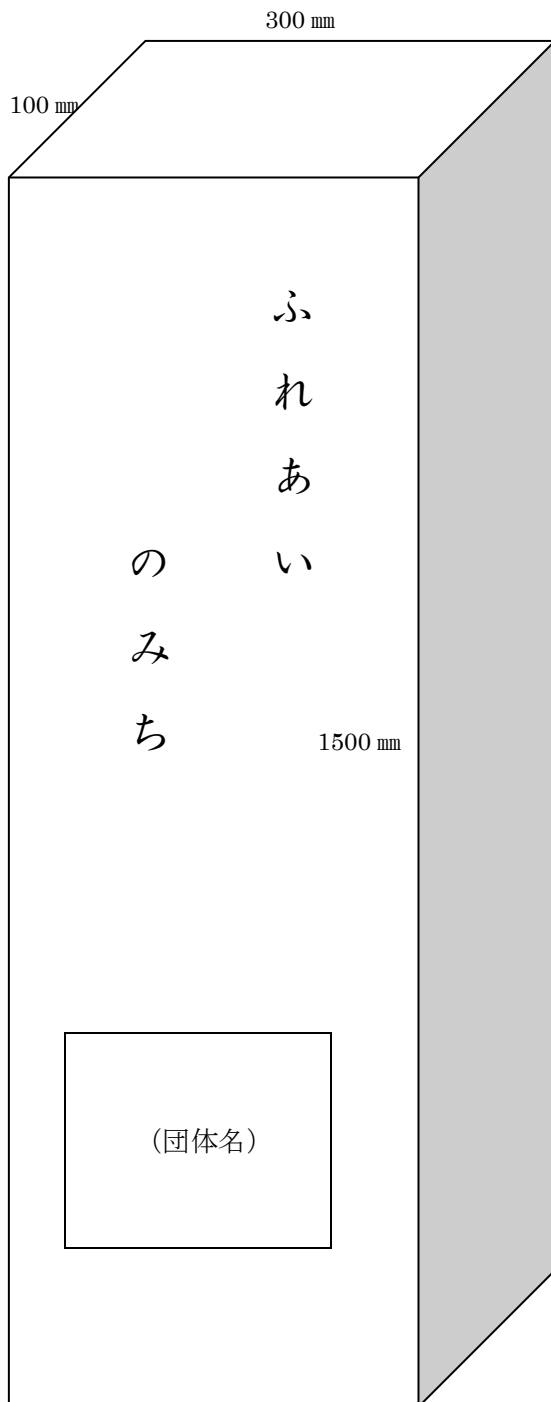
表示板は、基本的に次の仕様で統一し、設置する場所については、団体と県が相談の上、設置します。

表示板の設置期間は、愛ロードサポーター事業へ参加している期間とします。

# 表示板仕様

(表)

(裏)



## 第3段階 愛ロードサポーター事業実施について

### ○活動実施連絡票の提出

活動を実施する際には、活動ごとの責任者を決めるとともに、活動を実施する日の2週間前までに活動実施連絡票（別紙様式5）を市町を経由して県まで提出してください。

### ○実施に当たっての注意事項

活動の実施に当たっては、何よりもまず参加者1人1人が安全管理に注意するとともに、道路交通に支障が生じないように努めてください。

特に、中学生以下が参加する場合は、安全を確保するのに十分な人員の保護者又は成人が参加するなど、交通事故防止等の安全対策を講じてください。

活動を実施する場所までの移動については、極力徒歩で行くようにするとともに、やむを得ず自動車等で移動する場合は違法駐車を行わない等、法令を守ってください。

活動していただくのは、歩道、路肩、側溝及び植樹帯等で行い、決して車道部では行わないでください。

また、法面などの急斜面部分での除草や樹木の剪定作業についても危険が伴いますので、控えてください。

### ○清掃用具の貸し出し

活動に必要な用具につきましては団体の方でご用意願います。

どうしても用具が不足する場合は、その旨を活動実施連絡票に記入のうえ、県と相談してください。

### ○ごみの取り扱い

清掃の対象となるごみ等は、紙くず類、空き缶類、ビン類、その他家庭ごみとして回収可能なものに限りです。

ポンコツ車等の大型の粗大ごみや危険物などについては、回収の対象としておりませんので、これらを発見した場合は、県まで連絡してください。

ごみの分別作業は、手間のかかる作業ではありますが、資源のリサイクルやごみを回収する上で大変重要ですので、ご理解の上、ご協力をお願いします。

清掃活動により、大量のごみの発生が予想される場合は、ごみ運搬車を県の方で借り上げることも出来ますので、ごみ運搬車が必要な場合は、その旨を活動実施連絡票に記入のうえ、県と相談してください。

## ○県の協力

愛ロードサポーター活動に対して、県では次のような協力をします。

- (1) 団体名を記した表示板の設置
- (2) ボランティア保険への加入
- (3) 軍手や草花の種子の提供のほか活動に必要な清掃用具の貸出など可能な範囲での協力

## ○市町の協力

愛ロードサポーター活動に対して、市町では次のような協力をします。

- (1) 回収したごみの処理場での処分
- (2) 団体と県との連絡調整
- (3) ごみ袋の提供等参加者の活動について市町長が必要と認めた協力

## ○活動中の禁止行為

清掃美化活動とあわせて、道路の愛護活動と関係のないチラシの配布、イベントの開催など他の目的を持つ活動等を行うことはできません。これは、愛ロードサポーター事業が健全な道路ボランティアを育成する趣旨のものであることから、異なった目的の営利活動やPR活動等に利用されることを防ぐことを目的としておりますのでご理解願います。

## ○事故発生の場合

活動中、万が一、事故が発生した場合は、速やかに、事故報告書（別紙様式7）を県まで提出してください。

県では加入しているボランティア保険により対応します。

## ○活動報告書の提出

活動報告に当たっては、翌年度の6月末までに、1年間の簡単な活動報告書（別紙様式6）を市町を経由して県まで提出してください。

この報告書は皆さんの活動状況を把握するとともに、今後の道路環境づくりに役立てるために必要なものですので、提出の際には、愛ロードサポーター事業をよりよいものとするため、活動に際しての改善点など積極的なご提言もあわせてお願いします。



## 第4段階 愛ロードサポーター事業更新等について

### ○更新の手続き

確認書の効力は、団体の代表者から確認書の変更又は解除の申し出がない場合は、長期間活動実施が確認できない場合を除き、継続いたしますので、活動を継続する場合は、特に手続きの必要ありません。

ただ、毎年4月末までに、6月から翌年5月までの1年間の活動計画書（別紙様式4）を市町を經由して県まで提出してください。また、構成員の変更がある場合は、構成員名簿（別紙様式8）も提出してください。

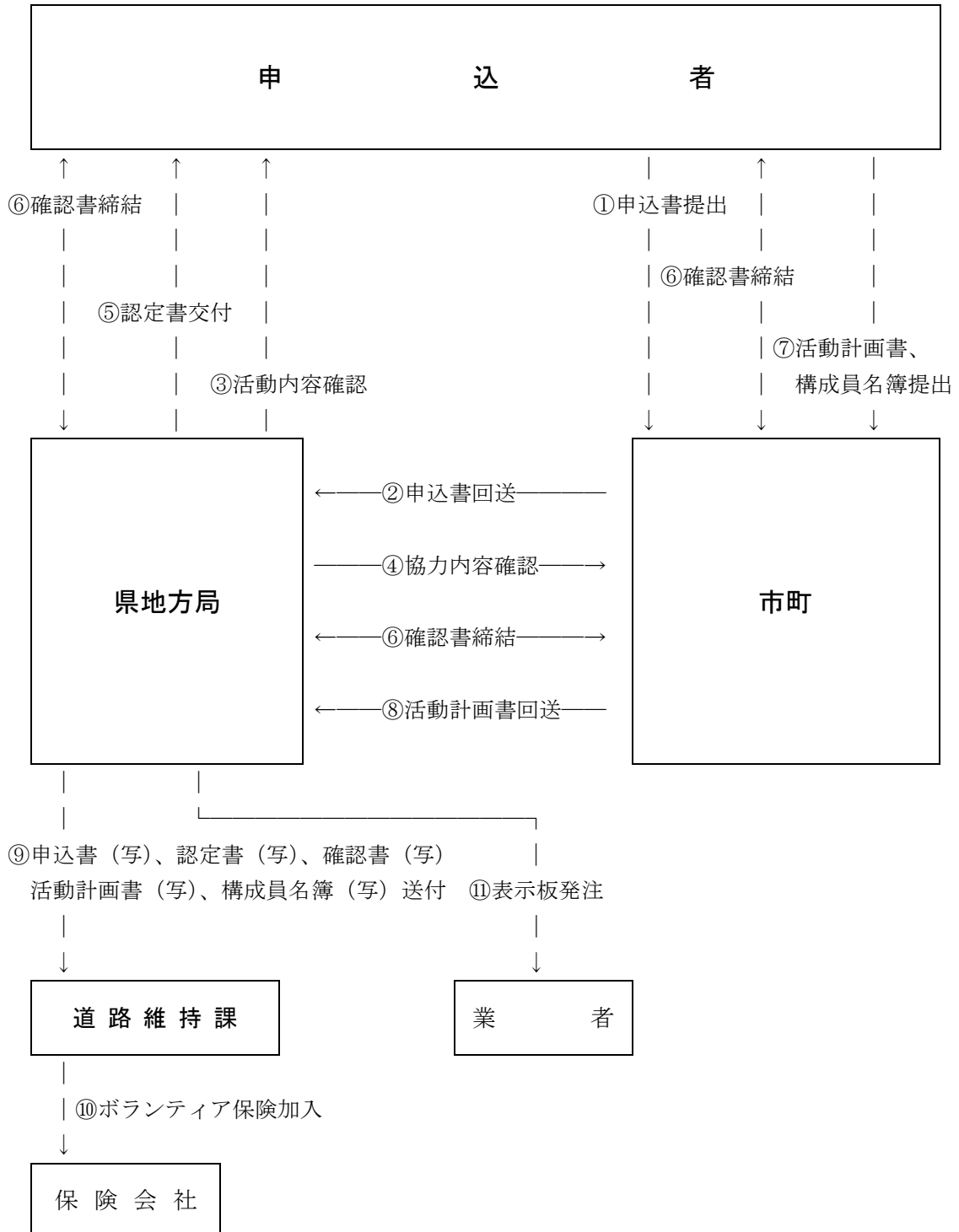
### ○契約変更・解除の手続き

確認書を解除する場合、あるいは団体名、代表者名、活動区間等を変更する場合は、確認書変更・解除届（別紙様式9）を市町を通じて県まで提出してください。

### ○確認書の解除

清掃美化活動の実施に当たって、確認書の各条に規定する義務を履行できないとき、又は道路の清掃美化活動としてふさわしくない活動がなされていると認められた場合等には、確認書を解除する場合がありますのでご注意ください。

## 愛ロードサポーター事業システムフロー



## 愛ロードサポーター事業実施要領

(目的)

**第1条** 地域住民共有のかけがえのない財産である道路について、自発的に清掃美化活動を行う住民団体等を「愛ロードサポーター」として募集し、住民と行政が協力して、地域にふさわしい快適で美しい道路環境づくりを推進するとともに、その担い手である道路愛護団体の育成と社会の道路愛護意識の向上に資する。

(参加資格)

**第2条** 参加資格は、道路愛護活動に意欲的な概ね10人以上の団体で、県管理の国道又は県道の概ね300m以上の一定区間について、原則年1回以上の清掃美化活動を実施することができる団体とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等が代表者である団体その他県が参加団体として不適当と認める団体は、この限りでない。

(参加手続き)

**第3条** 愛ロードサポーター事業（以下「事業」という。）に参加しようとする団体は、参加申込書（別紙様式1）を、地元市町長を経由して、県地方局建設部長又は土木事務所長（以下「県」という。）に提出する。

2 参加申込書を受け付けた県は、申込者と地元市町との三者で、活動内容、役割及びごみ処理方法等を確認し、合意に基づき申込者に愛ロードサポーター認定書（別紙様式2）を交付の上、三者による活動に関する確認書（別紙様式3）を締結する。ただし、県が不適当と認める場合を除く。

3 確約書を締結した参加団体の代表者（以下「代表者」という。）は、活動計画書（別紙様式4）を地元市町長を経由して県に提出する。

(参加団体の活動)

**第4条** 参加団体の活動は、次のとおりとする。

(1) 活動区間内の歩道、路肩、側溝及び植樹帯等について、参加団体の活動計画に基づいて自発的に清掃美化作業を行う。なお、花壇等の植栽を行う場合は、事前に県と協議する。

(2) 回収したごみは、市町の分別方法と指示に従って、適正に処理する。

(3) 参加団体の構成員は、清掃美化活動の際に、道路において、目的外のチラシ配布、イベント開催等他の目的を持つ活動を行ってはいけない。

(安全の確保)

**第5条** 活動に際しては、交通事故防止等の安全対策を講じるなど、参加団体が責任を持って対処するものとする。

2 中学生以下の者が参加する場合は、安全を確保するのに十分な人員の成人が参加するものとする。

(活動計画)

**第6条** 代表者は、毎年4月末までに、6月から1年間の活動計画書（別紙様式4）、構成員名簿（別紙様式8）を地元市町長を経由して県に提出するものとする。

2 代表者は、活動ごとに責任者を決め、活動を実施する2週間前までに、活動実施連絡票（別紙様式5）を地元市町長を経由して県に提出するものとする。

(活動報告)

**第7条** 代表者は、翌年度の6月末までに、1年間の活動報告書（別紙様式6）を地元市町長を経由して県に提出するものとする。

（事故の報告）

**第8条** 代表者は、活動中に事故が発生した場合は、速やかに県に通報し、事故報告書（別紙様式7）を提出するものとする。

（県の役割）

**第9条** 県の役割は次のとおりとする。

- (1) 事業の実施主体とする。
- (2) 活動区間に参加団体名を記した表示板を設置する。
- (3) 参加活動に関するボランティア保険に加入する。
- (4) 参加団体に軍手や草花の種子を可能な範囲で提供する。（市町がごみ袋を支給できない場合は、ごみ袋も提供する。）
- (5) その他参加活動について必要な支援を行う。

（市町の協力）

**第10条** 市町は、事業の円滑な実施のため、次のとおり協力する。

- (1) 参加団体が回収したごみの処分について協力する。（少なくともごみ処理場に受け入れて処分する。）
- (2) 参加団体と県との連絡調整について協力する。
- (3) ごみ袋の提供等参加活動について市町長が必要と認めた協力を行う。

（確認書の継続期間及び解除）

**第11条** 確認書は、代表者から、確認書の変更又は解除の申し出がない場合は、長期間活動実施が確認できない場合を除き、継続するものとする。

2 代表者が確認書解除・変更届（別紙様式9）により、地元市町を経由して県に確認書の変更又は解除を申し出たときは、県は市町長と協議の上、確認書を変更又は解除することができるものとする。

3 県は、参加団体が確認書の各条に規定する義務を履行できないとき、又は第2条ただし書に規定する団体に該当することが判明したときは、確認書を解除することができるものとする。

（その他）

**第12条** 参加活動への詳細な対応については、適宜、参加団体、市町及び県が協議して決定する。

附 則

この要領は、平成13年4月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成17年2月21日から施行する。

2 改正後のこの要領は、施行日前に認定した団体については、平成16年度の活動期間を平成16年7月から平成17年5月までとする。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別紙様式 1

愛ロードサポーター事業参加申込書

申込年月日		年 月 日		
団体・企業名				
所在地		(電話)		
代表者氏名(ふりがな)				
住所		(電話)		
F A X		メール		
団体の構成員数 (注 1 に留意)		年間活動回数 (予定)		
活動 希望 場所	希望順位	路線名	区 間	延 長
	第 1 希望		から まで	m
	第 2 希望		から まで	m
	第 3 希望		から まで	m
活動内容(予定) (該当するものを○ で囲んで、作業内容を 具体的に記入して下さい)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃作業 (ごみの回収、除草等)</li> <li style="margin-left: 20px;">(</li> <li>・ 清掃作業と緑化作業 (花壇等の植栽)</li> <li style="margin-left: 20px;">)</li> </ul>		
ボランティア保険 加入希望の有無		ボランティア保険の加入を 希望する 希望しない		
その他				
<input type="checkbox"/> 我々は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年愛媛県条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等が代表者である団体ではありません。				

(注) 1 団体等の会員数、又は企業の構成員のうち、活動に参加する人数(予定)を記入してください。

2 申込書は、市町に提出してください。

3 市町長は、必要事項の記載を確認し、コピーを保存のうえ、所轄の地方局建設部長又は土木事務所長に回送してください。

4 ボランティア保険加入を希望する場合は「希望する」を、希望しない場合は「希望

しない」を丸で囲んでください。

- 5 その他の欄に看板設置、活動資材、草花の種子の提供支援の有無について記入してください。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等が代表者である団体に該当しない場合は、チェックボックスに☑を記入してください。

年 月 日

愛ロードサポーター認定書

(団体名)

(代表者氏名)

様

〇〇地方局建設部長(土木事務所)長

貴団体を次の道路区間の愛ロードサポーターに認定します。

1 道路名

県道〇〇〇〇線(一般国道〇〇〇号)

2 区間

\_\_\_\_\_から

\_\_\_\_\_まで(約 m)



### 別紙様式 3

#### 愛ロードサポーター事業に関する確認書

(愛ロードサポーター名) (以下「団体」という。)、〇〇市(町)長(以下「〇〇市(町)」という。)及び道路管理者愛媛県〇〇地方局〇〇建設部(土木事務所)長(以下「県」という。)は、愛ロードサポーター事業の実施に関し次のとおり確認する。

#### (活動区間)

第1条 団体の活動区間は、次のとおりとする。

路線名	県道	線(国道	号)
区間	_____	から	
	_____	まで(約	m)

#### (活動内容)

第2条 団体は、活動区間の歩道及び植樹帯等(車道部分を除く)について、6月から翌年5月までの1年間に原則1回以上の清掃美化活動を自発的に行う。

- 2 団体は、回収したごみについて、〇〇市(町)の分別方法と指示に従って適正に処理する。
- 3 中学生以下が参加する場合は、保護者又は成人の十分な安全監視のもとに作業を行うなど、団体が責任を持って安全対策を講じる。
- 4 団体は、活動場所へは極力徒歩で行くこととし、やむを得ず自動車等で行く場合は、違法駐車を行わない。また、活動中は法令を守り、道路交通に支障が生じないように努める。
- 5 団体の代表者は、活動計画書、活動報告書及び活動実施連絡票を、それぞれの提出期限までに〇〇市(町)へ提出し、〇〇市(町)長は、県に回送する。

提出書類	提出期限	備考
活動計画書	4月末日	6月から1年間
活動報告書	翌年の6月末日	前年6月から1年間
活動実施連絡票	活動を実施する2週間前	

#### (事故の責任)

第3条 道路の清掃美化活動は、団体の自己責任下で行うボランティア活動であって、活動中の事故に対して、〇〇市(町)と県はその責任を負わない。ただし、県が加入しているボランティア保険の対象となる事故については、当該保険の範囲内で補償を行う。

- 2 団体の代表者は、事故が発生した場合は、速やかに県に連絡するとともに、事故発生報告書と併せて構成員名簿を県に提出する。

#### (県の協力)

第4条 県は、団体と協議し、団体名を記した表示板を設置する。

- 2 県は、活動に関するボランティア保険へ加入する。
- 3 県は、軍手や草花の種子の提供のほか活動に必要な清掃用具の支給、貸出など可能な範囲での協力を行う。

(市町の協力)

第5条 ○○市(町)は、団体が回収したごみを処理場で処分する。

- 2 ○○市(町)は、団体の活動に関し、次の協力を行う。

〔ごみ袋の支給など協力内容を具体的に記入する。〕

(ごみの処分方法)

第6条 ○○市(町)の分別方法に従い分別した回収ごみは、つぎにより処理する。

〔ごみ処理場までの運搬の主体について、明記する。〕

(例) 市町が活動現場で収集し、処理場へ運搬する。

団体が○○まで運搬し、その後は○○市(町)が処理する。

(確認書の期間)

第7条 この確認書は、団体から変更又は解除の申し出がない場合は、長期間活動実施が確認できない場合を除き、継続するものとする。ただし、団体の活動が、この確認書その他法令に抵触する場合、または趣旨と異なる活動を行うなど愛ロードサポーターとしてふさわしくないと認められる場合は、県は○○市(町)と協議してこの確認書を解除することができるものとする。

(その他)

第8条 本確認書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、適宜、団体、○○市(町)及び県が協議して解決するものとする。

年 月 日

(愛ロードサポーター) 団 体 名  
代表者住所  
代表者氏名

(市町長) ○ ○ 市(町) 長

(県) ○○地方局建設部(土木事務所) 長

【連絡先】

- ○市(町) △△課 TEL
- ○地方局建設部(土木事務所) △△課 TEL

## 愛ロードサポーター活動計画書

団 体 名	
代表者氏名	(電話)
路 線 名	

## 活動日及び内容（予定）

活動日	活動箇所	延長(m)	活動内容	参加人数			
(例) H28. 8.10	〇〇町大字 △△	500	空き缶・ごみ拾い	20			
活動に当た って提供・貸 出を希望す るもの	軍手	ゴミ袋	草刈機 替刃	混合油	鎌 [貸出]	火バサミ [貸出]	その他 ( )
	組	枚	枚	L	本	本	
備考							

- (注) 1 計画書は、市町に提出してください。  
 2 市町長は、必要事項の記載を確認し、コピーを保存のうえ、所轄の地方局建設部長又は土木事務所長に回送してください。  
 3 8月は道路ふれあい月間です。できるだけ、8月に活動計画を入れていただくようお願いいたします。  
 4 提供・貸出できる物品に限りがあるため、ご要望に沿えない場合もあります。  
 5 備考欄に看板設置（未設置の場合に限る）、草木の種子の提供支援の希望の有無について記入してください。  
 6 構成員の名簿の変更がある場合は、名簿を提出してください。

## 愛ロードサポーター活動実施連絡票

団 体 名							
代表者氏名							
活動日時	月 日 ( ) 時 ~ 時						
活動路線名							
活動場所							
参加人数	人						
活動内容							
活動実施 責任者及び 連絡先	(電話)						
活動に当た って提供・ 貸出を希望 するもの	軍手	ゴミ袋	草刈機 替刃	混合油	鎌 [貸出]	火バサミ [貸出]	その他 ( )
	組	枚	枚	L	本	本	

(注) 1 連絡票は、活動実施日の2週間前までに、市町に提出してください。

2 市町長は、必要事項の記載を確認し、コピーを保存のうえ、所轄の地方局建設部長又は土木事務所長に回送してください。

3 提出後、活動日を変更する場合は、市町と地方局建設部又は土木事務所に連絡してください。

## 愛ロードサポーター活動報告書

団 体 名	
代表者氏名 (電話)	
路 線 名	

## 活動年月日及び内容

活動年月日	活動箇所	延長(m)	活動内容	参加人数
(例) H24. 8.10	〇〇町大字 △△	500	空き缶・ごみ拾い	20

- (注) 1 報告書は、毎年6月末日までに地元市町に提出してください。  
2 提出を受けた市町は、地方局建設部又は土木事務所に回送してください。

## 愛ロードサポーター活動事故発生報告書

団 体 名	
代表者氏名	
連絡先(電話番号)	

負傷者	住所		電話	
	氏名		年齢	
事故発生日時				
事故発生場所				
事故の原因、状況など				
<hr/>				
<hr/>				
<hr/>				
<hr/>				
<hr/>				
<hr/>				
<hr/>				

(注) 事故の状況がわかるような図面と構成員名簿を添付し、速やかに県へ提出してください。



〇〇地方局建設部（土木事務所）長

様

〇〇市町長

団体名（企業名）

代表者氏名

電話番号

### 愛ロードサポーター事業確認書変更・解除届

愛ロードサポーター事業に関する確認書について、次のとおり変更・解除したく申し上げます。

1 変更時期（解除時期）

2 変更内容（解除理由）

（注）1 変更・解除届は、市町に提出してください。

2 市町長は、必要事項の記載を確認し、コピーを保存のうえ、所轄の地方局建設部長又は土木事務所長に回送してください。